

児童虐待防止策の強化を求める意見書

近年、児童虐待の痛ましい事件が後を絶たず、全国の警察が今年の上半期に検挙した児童虐待事件は、統計を取り始めた平成十二年以降最多の百八十一件、児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数は十九年連続で増加し続けており、大きな社会問題となっている。

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、児童の安全確認のための立入調査、施設に入所させた子どもに対する保護者の面会や通信の制限などが強化されたところである。

しかし、強制立入調査に対する保護者による親権を理由とした拒否や、児童養護施設からの強引な連れ戻しなど課題も多く、子どもたちを虐待から守るために、更なる対策の強化が求められている。

とりわけ親権を盾にし、その陰で行われている児童虐待に対しては、新たな法整備が必要であり、子どもの安全確保や施設責任者の判断の優先化などについて、より実効性のある対応が求められている。

現行の民法では、親権を全面的にはく奪する「親権喪失」に関する規定があるが、親権のすべてが無期限に奪われた場合、その後、親子関係を回復することが難しくなるなどの問題点がある。このため、虐待の対応にあたる教育・福祉関係者などからは、より弾力的な親権を制限できる制度を求める声が上がっている。

よって、国会及び政府におかれては、児童虐待を防止する観点から次の事項を実現するよう強く要望する。

一 正当な理由もなく児童相談所による安全確認を拒否した場合には、児童相談所、市町村、警察の役割分担のもとに、憲法第三十五条の趣旨を尊重しつつ、事案の解決を早期化するための更なる法的対応を検討すること。

二 監護権や居所指定権などの親権の一部・一時停止などを認める制度にするなど、より弾力的に親権制限を行使できるよう民法等関連する法令を改正すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成二十二年九月二十二日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
法務大臣	柳田稔殿
厚生労働大臣	細川律夫殿
国家公安委員会委員長	岡崎トミ子殿